

令和 4 年 12 月 17 日からの大雪による災害に伴う支援について

令和 4 年 12 月 17 日からの大雪による災害により被災・避難された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

JCOM 株式会社(J:COM、本社:東京都千代田区、代表取締役社長:岩木 陽一)とグループ各社は、このたびの災害により被災された地域のお客さまを対象に、以下の支援措置を実施します。

<対象者>

災害救助法が適用された地域にお住まいで 2023 年 1 月 31 日までにお申し出のあったお客さま

【災害救助法適用地域】

<新潟県> 長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市

今後、対象地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行います。

<支援内容>

- (1) **J:COM が提供するケーブルテレビサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブル電話サービスの基本料金等の取り扱い**
避難指示・避難勧告等によってサービスをご利用できなかったお客さまに対して、お客さまからのご申告により、利用できなかった期間^{*1}の基本料金等を減免します。
- (2) **基本料金等の支払期限の延長**
被災されたお客さま(請求書払いの方に限る)^{*2}よりお申し出があった場合、基本料金等の支払期限を一定期間延長します。
- (3) **当社機器の修理・交換等費用の取り扱い**
被災により当社機器の修理・交換等が必要となったお客さまに対して、修理・交換等に要する費用を減免します。
- (4) **移転工事費の取扱い**
被災による避難により仮住居への移転工事が必要であるお客さまに対して、工事費用を無料とします。
- (5) **J:COM MOBILE の追加パケット購入料金の取り扱い**
被災されたお客さまよりお申し出があった場合 2022 年 12 月 19 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間に、ご購入された追加パケットの購入料金を減免^{*3}します。
- (6) **J:COM MOBILE、J:COM WiMAX の基本料金等の取り扱い**
被災されたお客さま(請求書払いの方に限る)^{*2}よりお申し出があった場合、基本料金等の支払期限を一定期間延長します。
- (7) **当社よりご購入いただいたスマートフォン・タブレット本体の修理・交換等費用の取り扱い**
被災により当社からご購入いただきましたスマートフォン・タブレット本体の修理・交換等が必要となったお客さまに対して、修理・交換等に要する費用を一部軽減します。
- (8) **J:COM 電力の基本料金の取り扱い**
被災により「J:COM 電力 家庭用コース」「J:COM 電力 共用部コース」「J:COM 電力 マンション一括コース」を全くご利用できなかった場合に、お客さまからのご申告により、その期間^{*4}の基本料金を減額します。

^{*1} J:COM が提供するケーブルテレビサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブル電話サービスがご利用できなかった期間は、日割りで減額精算します。

^{*2} 口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落しとなることから対象外とさせていただきます。

^{*3} パケット追加購入はお客さまご自身で WEB からお手続きが必要です。

^{*4} 「J:COM 電力 家庭用コース」「J:COM 電力 共用部コース」「J:COM 電力 マンション一括コース」がご利用できなかった期間は、電気使用量等を元に確認させていただき、日割りで減額精算します。

＜お客さまからのお問い合わせ先＞

J:COM カスタマーセンター 0120-999-000（年中無休、9:00～18:00）

JCOM 株式会社について <www.jcom.co.jp>

JCOM 株式会社（ブランド名 J:COM、本社：東京都千代田区）は、1995 年に設立された国内最大手のケーブルテレビ事業・番組供給事業統括運営会社です。ケーブルテレビ事業は、札幌、仙台、関東、関西、九州・山口エリアの 11 社 65 局を通じて約 562 万世帯のお客さまにケーブルテレビ、高速インターネット接続、電話、モバイル、電力、ホーム IoT 等のサービスを提供しています。ホームパス世帯（敷設工事が済み、いつでも加入いただける世帯）は約 2,209 万世帯です。番組供給事業においては、14 の専門チャンネルに出資及び運営を行い、ケーブルテレビ、衛星放送、IP マルチキャスト放送等への番組供給を中心としたコンテンツ事業を統括しています。

※世帯数は 2022 年 9 月末現在の数字です。